

議案第19号

倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則の改正について

倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和4年3月24日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井 上 正 義

倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則を改正する規則

倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則（昭和42年倉敷市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1倉敷市立連島西浦小学校の項中「弁財天、青木、宮之浦を除く。）」を「青木、宮之浦、弁財天のうち1019番地から1020番地まで、1183番地から1242番地まで、1375番地から1673番地まで、1683番地から1692番地まで、1804番地、1808番地から1940番地まで、1971番地から2038番地まで、5463番地、5465番地から5468番地まで、5488番地から5510番地まで及び5516番地から5841番地までの地区を除く。）」、鶴の浦1丁目」に改め、同表倉敷市立連島北小学校の項中「宮之浦」の次に「並びに弁財天のうち1019番地から1020番地まで、1183番地から1242番地まで、1375番地から1673番地まで、1683番地から1692番地まで、1804番地、1808番地から1940番地まで、1971番地から2038番地まで、5463番地、5465番地から5468番地まで、5488番地から5510番地まで及び5516番地から5841番地までの地区」を加え、同表倉敷市立霞丘小学校の項を削る。

別表第2倉敷市立倉敷第一中学校の項中「および1867番から2863番まで」を「及び1867番から2863番まで」に、「丸山および北面」を「丸山及び北面」に、「青木および宮之浦」を「青木、宮之浦並びに弁財天のうち1019番地から1020番地まで、1183番地から1242番地まで、1375番地から1673番地まで、1683番地から1692番地まで、1804番地、1808番地から1940番地まで、1971番地から2038番地まで、5463番地、5465番地から5468番地まで、5488番地から5510番地まで及び5516番地から5841番地までの地区」に改め、同表倉敷市立連島中学校の項

中「及び弁財天を除く。）」を「並びに弁財天のうち1019番地から1020番地まで、1183番地から1242番地まで、1375番地から1673番地まで、1683番地から1692番地まで、1804番地、1808番地から1940番地まで、1971番地から2038番地まで、5463番地、5465番地から5468番地まで、5488番地から5510番地まで及び5516番地から5841番地までの地区を除く。）」、鶴の浦1丁目」に改め、同表倉敷市立連島南中学校の項中「鶴の浦1丁目、」及び「連島町西之浦のうち弁財天」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

倉敷市立霞丘小学校を廃止するため、規則を改正するものである。

倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則（昭和42年倉敷市教育委員会規則第10号）新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係） 小学校学令児童の通学区域		別表第1（第2条関係） 小学校学令児童の通学区域	
学校名	通学区域町字名	学校名	通学区域町字名
倉敷市立連島西浦小学校	連島町矢柄の一部，連島町亀島新田の一部，連島町西之浦（北面，青木，宮之浦，弁財天のうち1019番地から1020番地まで，1183番地から1242番地まで，1375番地から1673番地まで，1683番地から1692番地まで，1804番地，1808番地から1940番地まで，1971番地から2038番地まで，5463番地，5465番地から5468番地まで，5488番地から5510番地まで及び5516番地から5841番地までの地区を除く。），鶴の浦1丁目，連島中央2丁目の一部，連島中央3丁目の一部，連島中央4丁目，連島中央5丁目	倉敷市立連島西浦小学校	連島町矢柄の一部，連島町亀島新田の一部，連島町西之浦（北面， <u>弁財天，青木，宮之浦を除く。</u> ），連島中央2丁目の一部，連島中央3丁目の一部，連島中央4丁目，連島中央5丁目
倉敷市立連島神亀小学校	神田1丁目，神田2丁目，神田3丁目，神田4丁目，連島中央1丁目の一部，亀島1丁目，亀島2丁目	倉敷市立連島神亀小学校	神田1丁目，神田2丁目，神田3丁目，神田4丁目，連島中央1丁目の一部，亀島1丁目，亀島2丁目
倉敷市立連島東小学校	連島町連島（市道連島155号線から北の地区及び水島16号水路から東の地区並びに大浦，丸山，北面，江長地区及び鶯丘地区を除く。），連島町矢柄の一部，連島町亀島新田の一部，連島1丁目，連島2丁目，連島3丁目，連島4丁目，連島5丁目，連島中央1丁目の一部，連島中央2丁目の一部，連島中央3丁目の一部	倉敷市立連島東小学校	連島町連島（市道連島155号線から北の地区及び水島16号水路から東の地区並びに大浦，丸山，北面，江長地区及び鶯丘地区を除く。），連島町矢柄の一部，連島町亀島新田の一部，連島1丁目，連島2丁目，連島3丁目，連島4丁目，連島5丁目，連島中央1丁目の一部，連島中央2丁目の一部，連島中央3丁目の一部
倉敷市立連島南小学校	鶴の浦2丁目，鶴の浦3丁目，連島町鶴新田，水島川崎通1丁目	倉敷市立連島南小学校	鶴の浦2丁目，鶴の浦3丁目，連島町鶴新田，水島川崎通1丁目

新	旧
別表第2（第2条関係）	別表第2（第2条関係）
中学校学令生徒の通学区域	中学校学令生徒の通学区域
学校名	学校名
倉敷市立倉敷第一中学校	倉敷市立倉敷第一中学校
通学区域町字名	通学区域町字名
西阿知町（県道酒津中島線から東側の地区を除く。）、西阿知町西原、西阿知町新田（535番から677番までの地区を除く。）、片島町、中島（1番から25番まで、208番から243番まで、805番から817番まで、824番から906番まで、1569番から1647番まで、1654番から1732番まで、1790番から1807番まで及び1867番から2863番までの地区を除く。）、連島町連島のうち大浦（1962番以東の地	西阿知町（県道酒津中島線から東側の地区を除く。）、西阿知町西原、西阿知町新田（535番から677番までの地区を除く。）、片島町、中島（1番から25番まで、208番から243番まで、805番から817番まで、824番から906番まで、1569番から1647番まで、1654番から1732番まで、1790番から1807番までおよび1867番から2863番までの地区を除く。）、連島町連島のうち大浦（1962番以東の地

	区を除く。), <u>丸山及び北面</u> , 連島町矢柄のうち北面, 連島町西之浦のうち北面, <u>青木, 宮之浦並びに弁財天のうち1019番地から1020番地まで, 1183番地から1242番地まで, 1375番地から1673番地まで, 1683番地から1692番地まで, 1804番地, 1808番地から1940番地まで, 1971番地から2038番地まで, 5463番地, 5465番地から5468番地まで, 5488番地から5510番地まで及び5516番地から5841番地までの地区</u>
倉敷市立連島中学校	連島町連島(市道連島155号線から北の地区, 水島16号水路から東の地区, 大浦, 丸山, 北面, 江長及び鶯谷を除く。), 連島町矢柄(北面を除く。), 連島町亀島新田, 連島町西之浦(北面, 青木, 宮之浦 <u>並びに弁財天のうち1019番地から1020番地まで, 1183番地から1242番地まで, 1375番地から1673番地まで, 1683番地から1692番地まで, 1804番地, 1808番地から1940番地まで, 1971番地から2038番地まで, 5463番地, 5465番地から5468番地まで, 5488番地から5510番地まで及び5516番地から5841番地までの地区を除く。</u>), <u>鶴の浦1丁目</u> , 神田1丁目, 神田2丁目, 神田3丁目, 神田4丁目, 連島1丁目, 連島2丁目, 連島3丁目, 連島4丁目, 連島5丁目, 連島中央1丁目, 連島中央2丁目, 連島中央3丁目, 連島中央4丁目, 連島中央5丁目, 亀島1丁目, 亀島2丁目
倉敷市立連島南中学校	鶴の浦2丁目, 鶴の浦3丁目, 連島町鶴新田, 水島川崎通1丁目

	地区を除く。), <u>丸山および北面</u> , 連島町矢柄のうち北面, 連島町西之浦のうち北面, <u>青木および宮之浦</u>
倉敷市立連島中学校	連島町連島(市道連島155号線から北の地区, 水島16号水路から東の地区, 大浦, 丸山, 北面, 江長及び鶯谷を除く。), 連島町矢柄(北面を除く。), 連島町亀島新田, 連島町西之浦(北面, 青木, 宮之浦 <u>及び弁財天を除く。</u>), 神田1丁目, 神田2丁目, 神田3丁目, 神田4丁目, 連島1丁目, 連島2丁目, 連島3丁目, 連島4丁目, 連島5丁目, 連島中央1丁目, 連島中央2丁目, 連島中央3丁目, 連島中央4丁目, 連島中央5丁目, 亀島1丁目, 亀島2丁目
倉敷市立連島南中学校	<u>鶴の浦1丁目</u> , 鶴の浦2丁目, 鶴の浦3丁目, 連島町鶴新田, <u>連島町西之浦のうち弁財天</u> , 水島川崎通1丁目